

▼INDEX▼

■【監査情報】
・文書管理に関する監査が終了しました。
■【監査ニュース】
・「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」初会合　新卒採用見直し議論へ　外14件
■【連載企画】
・小〇はつらいよ「国立大学法人等監事協議会」編
■【Audit Cafe】
・「平成回顧」

表題写真：西公園の梅

監 査 情 報

・文書管理に関する監査が終了しました。



2/18～3/8 にかけて 8 部局を対象に実施した「文書管理に関する監査」が終了しました。

本監査は「東北大学法人文書管理規程」に基づく監査で、監査責任者である監査室長が、法人文書の管理状況について毎年度 1 回監査を実施し、その結果を総括文書管理者である理事・副学長（総務・財務・国際展開担当）に報告するものです。

監査結果は、監査を実施した部局等へ直接指摘するものではなく、運営企画会議等への報告も行いませんが、結果について齟齬が無いよう、後日、監査実施部局の皆様に書面で内容をご確認いただきますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。

監 査 ニ ュ ー ス

・「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」初会合　新卒採用見直し議論へ　【2/1 読売新聞】
・大学・専門学校の留学生比率　地方、初の 5%超え【2/2 日本経済新聞】
・柴山文科相「高等教育・研究改革イニシアティブ」（柴山イニシアティブ）を公表【2/4 日刊工業新聞】
・入試公正確保へ議論　有識者会議が初会合　文科省【2/6 日本経済新聞】
・東京医科大　入試で 3 問の出題ミス【2/7 産経新聞】
・小児がん拠点に東北大病院など 15 病院【2/8 河北新報】

・東北大生、研究棟から飛び降りか 【2/9 河北新報】
・携帯料金審議会トップら 2 人 KDDI 財団理事兼任 寄付金問題 【2/11 河北新報】
・在留資格 優遇大学を拡大 外国人材、地方へ分散促す 【2/16 日本経済新聞】
・国立大への出向 大幅削減 文科相私案 汚職など不祥事受け【2/16 読売新聞】
・法曹養成 2 年短縮コース 法学部と法科院で計 5 年 政府方針【2/19 朝日新聞】
・国立大入試 解答公表 3 月まで 30 校「4 月以降」38 校【2/26 読売新聞】
・「大学スポーツ協会」196 校加盟 競技団体も 28 団体に 【2/26 日本経済新聞】
・大学の質保証へ関与強化 評価「不適合」、資料要求 文科省方針 【2/27 朝日新聞】
・聖マリアンナ大 第三者委設置へ 医学部不適切入試【2/27 毎日新聞】

連 載 企 画



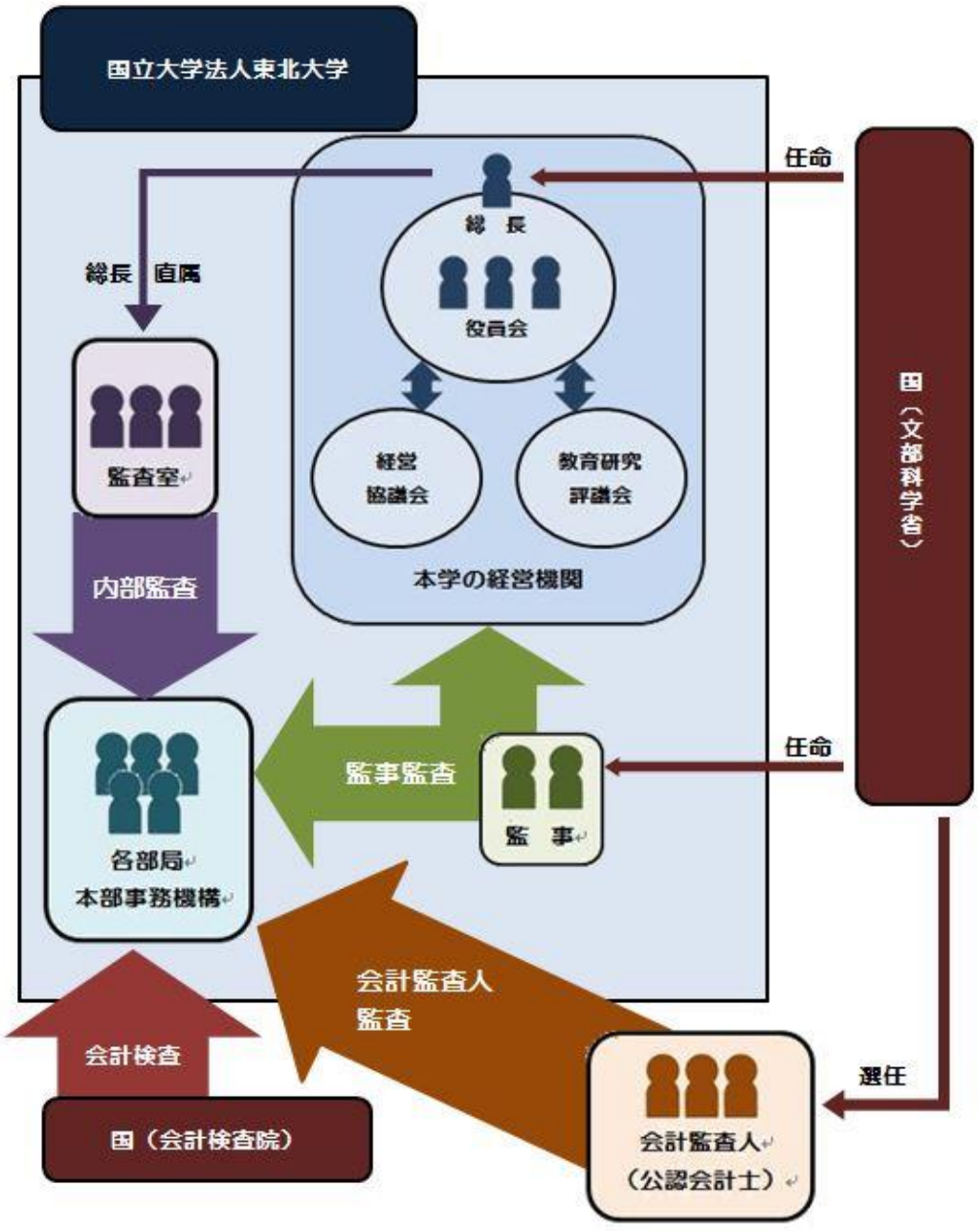
生まれも育ちも栗原築館、姓は小○ 名は卓也、人呼んで フーテンの卓 が引き起こす様々な出来事を、
なぜか国立大学法人業務に長けた 妹 が見事に解決していくコーナー！
回を重ねるごとに「卓」という人物の謎は深まるばかりですが・・・第 30 回目となる今回は、
「国立大学法人等監事協議会」というお題についてご説明します。

卓） いや～やっと国立大学法人等監事協議会東北支部会の担当が終わったと思ったら、今年の１２月には、また、監事協議会を担当することになったじゃないか。
なんだって、１年のうちに２回も担当するんだい。
妹） お兄ちゃん、国立大学法人等監事協議会には、大きく分けて総会（全体会）と支部会（地区会）の２種類があるのよ。
１２月に仙台で開催されるのは、国立大学法人等監事協議会総会（全体会）の方ね。
卓） なるほど。
妹） それじゃあ今回は、国立大学法人等監事協議会について説明するから、しっかり聞いてね。

本論に入る前に、まずは、監事及び監事監査について、ご説明させていただきたいと思います。
「監事」は、国立大学法人法の施行に伴って平成16年4月に発足した国立大学法人に設けられた職で、

文部科学大臣が任命します。下図に示すとおり、監事監査は、内部監査の一種であり国立大学法人法によって規定されている法定監査となります。業務全般を監査対象とし、**「本学の業務運営、業務執行及び会計処理状況の実態を把握し、関係法令等に基づく適正な執行状況等について監査することにより、本学の業務の適正かつ効率的な運営を確保すること」**を目的としています。

同じ本学内部の者が実施する監査であっても、監査室が行う内部監査は、監査室が総長に直属してその指揮・監督の下で実施するのに対して、**監事監査は、監事が総長から独立した立場で実施**します。これは、内部監査が、主に合規性、内部統制、効率性等を確認するのが目的であるのに対して、**監事監査は、国民のために本学の業務の運営実態を把握し、本学の経営状況をチェックすること**が目的であり、このような目的の違いが、内部監査と監事監査の実施主体と総長との関係の違いとなります。



区　分	内　部　監　査　（　広　義　）		外　　部　　監　　査	
	内　部　監　査	監　事　監　査	会計監査人監査	会 計 実 地 検 査
主　体	本学の内部の者		本学の外部の者	
	監査室職員	監事	会計監査人	会計検査院
総長との関　係	総長に直属	総長から独立		
	総長が任命	文科大臣が任命	文科大臣が選任	内閣が任命
任　期	特になし	4年	1年	7年
目　的	本学の業務の遂行状況をチェックし、業務改善の要否等について総長に報告する。	本学の業務の運営実態を把握し、総長による本学の経営状況をチェックする。	本学の財務諸表等が、本学の財政状態、運営状況等財務運営に関する真実の情報を正しく表示しているかどうかをチェックする。	税金を原資とした運営費交付金により運営されている本学の会計経理を監督し、適正を期し、是正を図る。
報 告 先	総長			国会
対　象	本学の業務（会計を含む） （業務監査と会計監査の両方を行う）		本学の会計 （会計監査のみを行う）	
	本学における下記の業務を除く全ての業務 1）経営の意思決定に関すること 2）教員が行う個々の教育研究内容に関すること	本学における全ての業務	財務諸表、事業報告書（会計に関する部分のみ）、決算報告書	国若しくは国が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計
根　拠	本学内部監査規程 （任意監査）	国立大学法人法 （法定監査）	国立大学法人法 （法定監査）	会計検査院法

監事監査は、年度当初に作成される監査計画に従って実施され、各年度に設定する重要事項について、理事・副学長等に質問書を発し、その回答書の内容を分析するとともに、必要に応じて監事によるヒアリングを行い、現状の精査等をしています。

また、今年度の監事監査においては、文学研究科及び加齢医学研究所を訪問して、ヒアリングを行う予定としております。

それでは、国立大学法人等監事協議会（以下「監事協議会」という。）の説明に移らせていただきます。監事協議会は、国立大学が法人化した年である、平成16年の10月に発足し、その目的を「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における監事の監査機能の充実を図り、業務運営の適正化に資すること」としています。

現在、北海道から九州・沖縄及び大学共同利用機関の9つの支部・90機関で構成されております。前述したように、監事は、国民の負託を受けた独立の機関としての国立大学法人等の健全な発展に資するため、監事監査の有効性、妥当性の向上に努めなければならない立場にあることから、**監事協議会は、多様な専門能力を有する監事の連携によって監事機能を強化するためのタスクフォースや研究会を設置するなどして、監事相互の連携と研鑽を積み重ねています。**

近年の独立行政法人制度改革や大学のガバナンス体制強化の観点から、監事の機能強化が図られたことを鑑み、監事協議会では、平成27年11月に現在の監事監査業務の指針となっている「監事監査に関する指針」を策定し、監査の適正性、実効性の確保に努めています。

去る平成31年2月に本学を担当校として開催された、**第32回監事協議会東北支部会では、「教職員の人件費削減への対応状況」等について、各大学の取り組み状況等の説明及び意見交換を行うとともに、現在、監事協議会において立ち上げている「ガバナンスコードに関する検討分科会」及び「附属病院監査研究会」の報告が実施**されました。



第３２回監事協議会東北支部会の様子

卓）　説明、ありがとう。まだ、１２月の監事協議会総会まで半年以上もあるから、楽勝、楽勝。
妹）　お兄ちゃん、光陰矢の如しというじゃない。今から準備しておかないと、後で慌てることになるわよ。
卓）　それを言っちゃぁ、おしまいよ。

このコーナーでは、皆様からの疑問・質問をお待ちしています。
日頃の業務の中でのちょっとした疑問（なんでこんな作業が必要なのだろう）や、
いまさら上司や先輩に聞けないけれど、実はよく理解できていないことなど、
いただいたご質問には出来る限り誠意をもってお答えします！
ご質問は、メール、ファックス、お手紙で！（匿名でも大丈夫です）

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「平成回顧」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

「平成」も残すところ、あと僅かとなりました。
改元への対応等により、例年にも増して、慌ただしい毎日をお過ごしの方も多いのではないでしょうか。



さて、本稿の題とさせていただいた格調高い特集は、各方面で展開されておりますので、そちらに委ね、事象と自身の記憶を振り返りながらの断片的な回顧となりますこと、ご容赦ください。

平成を振り返り、改めて強く認識したことは、大規模自然災害が多発したことでした。阪神・淡路大震災（平成 7 年）、東日本大震災（平成 23 年）、新潟県中越地震（平成 16 年）、熊本地震（平成 28 年）、北海道胆振

東部地震（平成 30 年）、雲仙岳噴火（平成 3 年）、御嶽山噴火（平成 26 年）、台風や梅雨前線の影響による豪雨等、全てを網羅して掲載することはできませんが、全国各地で自然災害が発生し、被害も甚大なものとなりました。**穏やかな今日が、明日必ずしも保証されるわけではないこと、自戒も込めて、一日一日を大切に生きていかなければ**と思っています。

年表を見てみると、平成に入り新たに導入されたものとして「消費税」が、ありました。
平成元年 4 月に消費税法が施行となり、消費税（3%）が初めて導入され、その後、
平成 9 年に 5%に、平成 26 年には 8%に、それぞれ引き上げられ、現在に至っています。



自身の記憶をたどると、なけなしの握りしめた 100 円で買うことができていた缶ジュースやお菓子等が、100 円玉一つでは買うことができなくなった時、お金の価値や重みといったものを、おぼろげながらも遠い昔に実感したように思います。それが、時代は今やキャッシュレス化の方向へと、どんどん進んでおり、隔世の感がある、今日この頃です。



時代の節目に際し、ご自身の「平成」を振り返ってみるのも、感慨深いものがあるように思います。

（監査室　深沢）

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：菅原）
022-217-5680，4880（菅野、小原、綱川、深沢、瀧澤）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp

メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University